

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	原爆被爆者医療費	担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和32年度	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分	一般会計	施策名	IV-3-3 原子爆弾被爆者等を援護する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当医療費は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者に対し必要な医療の給付(支給)を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国は、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費: 原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付 一般疾病医療費: 認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	38,292	38,260	39,493	41,006	41,186
		補正予算					
		繰越し等					
		計	38,292	38,260	39,493	41,006	41,186
		執行額	37,741	38,040	37,794		
	執行率 (%)	98.6%	99.4%	95.7%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	事業は主に医療費の支給であり、成果目標を数値で定量的に示せるものではない。	成果実績	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	認定疾病医療費及び一般疾病医療費の支給	活動実績 (当初見込み)	百万円	37,741 -	38,040 (38,260)	37,794 (39,493)	- (41,006)
単位当たりコスト	-(円/)	算出根拠	医療費は患者によって異なるため、算出は困難である。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	医療費	40,064	40,244	1人あたりの単価の増			
	事務費	942	942				
計	41,006	41,186					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づくものであり、事業目的や重要性の観点から優先度の高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	被爆者援護法第10条、第17条、第18条の規定に基づいており、妥当である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	被爆者援護法第15条及び20条の規定に基づいており、妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	被爆者に対する医療費支給に限定されており、適切である。
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	過去3カ年の執行率が95%以上であり、概ね見込みに見合っている。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	平成24年度予算については、一人あたりにかかる医療費の状況を踏まえ、対前年度103.8%(1,514百万円増)の規模に見直しを図った。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	原爆被爆者医療費については、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	176	平成23年行政事業レビュー	154

厚生労働省
37,794百万円

各機関からの請求に基づく医療費の支払い。

【交付】

A 都道府県(47都道府県)
591百万円

医療費の支払い。

【委託】

B 国民健康保険団体連合会
28,868百万円

医療費の支払い。

【委託】

C 東京都社会保険診療報酬支払基金
8,335百万円

医療費の支払い。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.広島県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	268			
計		268	計		0
B.国民健康保険団体連合会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	28,057			
事務費	医療費の助成に係る事務費	811			
計		28,868	計		0
C.東京都社会保険診療報酬支払基金			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	8,282			
事務費	医療費の助成に係る事務費	53			
計		8,335	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島県	被爆者に対する医療費の支払	268		
2	長崎県	被爆者に対する医療費の支払	148		
3	大阪府	被爆者に対する医療費の支払	61		
4	東京都	被爆者に対する医療費の支払	37		
5	福岡県	被爆者に対する医療費の支払	22		
6	神奈川県	被爆者に対する医療費の支払	20		
7	兵庫県	被爆者に対する医療費の支払	12		
8	埼玉県	被爆者に対する医療費の支払	8		
9	千葉県	被爆者に対する医療費の支払	7		
10	京都府	被爆者に対する医療費の支払	7		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国民健康保険団体連合会	医療機関等に対する医療費の支払	28,868		

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都社会保険診療報酬支払基金	医療機関等に対する医療費の支払	8,335		